

検査結果表  
(第1第1項第6号に規定する昇降機)

当該検査に関与した検査者		氏名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検査項目	昇降機番号				担当検査者番号	
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格		
1	機械室						
(1)	機械室への経路及び点検口の戸		—		—		
(2)	点検用コンセント		—		—		
(3)	開閉器及び遮断器		—		—		
(4)	接触器、 継電器及 び運転制 御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 ( ) ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ( )	適・否・確認不可 最終交換日 年 月 日			—	
		ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 ( ) ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ( )	適・否・確認不可 最終交換日 年 月 日				
(5)	ヒューズ		—		—		
(6)	絶縁 電動機の回路 (300V以下・300V超)					MΩ	
	制御器等の回路の300Vを超える回路					MΩ	
	制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路					MΩ	
	制御器等の回路の150V以下の回路					MΩ	
(7)	接地		—		—		
(8)	減速歯車		—		—		
(9)	巻上機  綱車又は 巻胴	綱車と主索のかかり イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 ( ) mm				mm	
		ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する要是正となる基準値 ( ) mm					
		ハ. 綱車と主索の滑り等により判定				適・否	
		複数の溝間の摩耗差の状況				適・否	
受付番号		登録番号				—	—

番号	検査項目		検査結果				担当 検査者 番号
			指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不 適 格	
(10)		軸受		—		—	
(11)	巻上 機	ブレーキ	しゅう動面への油の付着の状況	適・否			
			パッドの厚さ イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 ( ) mm	右	( ) mm		
			要是正となる基準値 ( ) mm ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 ( ) mm	左	( ) mm		—
			要是正となる基準値 ( ) mm				
		制動力	適・否				
(12)	そらせ車			—		—	
(13)	電動機			—		—	
(14)	主索の緩み検出装置			—		—	
(15)	主索の巻過ぎ検出装置			—		—	
(16)	速度 定格速度 ( ) m/min		上昇 ( ) m/min 下降 ( ) m/min		—		—
<b>2 かが室</b>							
(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床			—		—	
(2)	積載量の標識			—		—	
(3)	搭乗禁止の標識			—		—	
(4)	かごの戸			—		—	
<b>3 最上階出し入れ口</b>							
(1)	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 ( ) 直径 ( ) mm 未摩耗直径 ( ) mm	( ) %				
		素線切れ 最も摩損した主索の番号 ( ) 該当する素線切れ判定基準 ( ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の 素線切れ数 ( ) 本 1構成より1ピッチ内の 最大の素線切れ数 ( ) 本				—
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし)	( ) %				
		谷部が赤錆色に見える主索の番号 ( ) 直径 ( ) mm 未摩耗直径 ( ) mm 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ( )	1構成より1ピッチ内の 最大の素線切れ数 ( ) 本				
		主索本数 ( ) 本 要重点点検の主索の番号 ( ) 要是正の主索の番号 ( )					
(2)	主索の張り			—		—	
(3)	主索の取付部			—		—	
(4)	上部リミット（強制停止）スイッチ			—		—	
(5)	かごのガイドシュー等			—		—	
(6)	かご吊り車			—		—	
				登録番号		—	—

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点 検	要是正	既 存 不 適 格	
<b>4</b>	<b>各階出し入れ口</b>					
(1)	昇降路における壁又は囲い		—			
(2)	出し入れ口の戸及び出し入れ口枠		—			
(3)	操作ボタン及び信号装置		—		—	
(4)	走行停止ボタン又はスイッチ		—		—	
(5)	ドアスイッチ		—		—	
(6)	ドアロック					
(7)	戸開放防止警報装置		—		—	
(8)	二方向同時開放警告装置		—		—	
(9)	積載量の標識		—		—	
(10)	搭乗禁止の標識		—		—	
(11)	ガイドレール及びレールブラケット		—		—	
<b>5</b>	<b>最下階出し入れ口</b>					
(1)	下部リミット（強制停止）スイッチ		—		—	
(2)	ピット床		—		—	
(3)	釣合おもり底部すき間		—		—	
(4)	釣合おもりの各部		—		—	
(5)	釣合おもりの吊り車		—		—	
(6)	移動ケーブル及び取付部		—		—	
(7)	かご非常止め装置		—		—	
(8)	釣合おもり非常止装置		—		—	
<b>6</b>	<b>上記以外の検査項目</b>					
<b>特記事項</b>						
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予 定)年月	
				登録番号	—	—